

鈴鹿市消防本部組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第 4 3 号

鈴鹿市消防本部組織規則の一部を改正する規則

鈴鹿市消防本部組織規則（昭和 5 0 年鈴鹿市規則第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前																										
（課及びグループの設置） 第 2 条 消防本部に次の表に掲げる課及びグループを置く。 <table><tr><td>課</td><td>グループ</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>情報指令課</td><td>指令第一グループ 指令第二グループ</td></tr><tr><td><u>統括指揮課</u></td><td><u>指揮支援第一グループ</u> <u>指揮支援第二グループ</u></td></tr></table> 2 略 （事務分掌） 第 4 条 課の分掌事務は、次の表に掲げるとおりとする。 <table><tr><td>課</td><td>分掌事務</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>情報指</td><td>略</td></tr></table>	課	グループ	略	略	情報指令課	指令第一グループ 指令第二グループ	<u>統括指揮課</u>	<u>指揮支援第一グループ</u> <u>指揮支援第二グループ</u>	課	分掌事務	略	略	情報指	略	（課及びグループの設置） 第 2 条 消防本部に次の表に掲げる課及びグループを置く。 <table><tr><td>課</td><td>グループ</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>情報指令課</td><td>指令第一グループ 指令第二グループ <u>情報管理第一グループ</u> <u>情報管理第二グループ</u></td></tr></table> 2 略 （事務分掌） 第 4 条 課の分掌事務は、次の表に掲げるとおりとする。 <table><tr><td>課</td><td>分掌事務</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>情報指</td><td>略</td></tr></table>	課	グループ	略	略	情報指令課	指令第一グループ 指令第二グループ <u>情報管理第一グループ</u> <u>情報管理第二グループ</u>	課	分掌事務	略	略	情報指	略
課	グループ																										
略	略																										
情報指令課	指令第一グループ 指令第二グループ																										
<u>統括指揮課</u>	<u>指揮支援第一グループ</u> <u>指揮支援第二グループ</u>																										
課	分掌事務																										
略	略																										
情報指	略																										
課	グループ																										
略	略																										
情報指令課	指令第一グループ 指令第二グループ <u>情報管理第一グループ</u> <u>情報管理第二グループ</u>																										
課	分掌事務																										
略	略																										
情報指	略																										

令課		令課	
統括指揮課	(1) 警防活動の情報の収集及び提供に関すること。 (2) 警防隊の安全管理に関すること。 (3) 警防本部に関すること。 (4) 災害現場における指揮及び支援に関すること。 (5) 災害現場の広報に関すること。 (6) 消防統計に関すること。		
2 略 (職)		2 略 (職)	
第5条 消防本部に次長、課に課長、指揮隊長及び指揮副隊長、グループにグループリーダー、室に室長を置く。		第5条 消防本部に次長、課に課長、グループにグループリーダー、室に室長を置く。	
2 略 (基本的職務)		2 略 (基本的職務)	
第6条 略		第6条 略	
2 略		2 略	
3 指揮隊長及び指揮副隊長は、上司の命を受けて災害時の現場指揮を統括し、分掌事務を掌理する。			
4・5 略		3・4 略	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。